

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和2年11月5日（木）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 34 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

総会の種類	定例総会			
1. 総会の期日	令和2年11月5日(木)			
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室			
3. 農業委員の定数	14名			
4. 総会に出席した農業委員の数	14名			
会長(議長)	14番	杉山	篤勇	
会長職務代理者	11番	北田	直喜	
委員	1番	稗苗	史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂	博一	4番 米澤 陽一
	5番	住田	賀津彦	6番 関口 卓司
	7番	大崎	章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋	順子	10番 松田 治之
	12番	谷越	彦茂	13番 石坂 誠一
5. 総会に欠席した農業委員の数	0名			
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	5名			
	下中島地区	吉崎	道隆	上中島地区 石川 道範
	下野方地区	石川	信廣	片貝地区 山城 良昭
	天神地区	武田	博昌	
7. 議事録署名委員				
	9番	高橋	順子	10番 松田 治之
8. 総会に出席した職員				
	事務局長	山本	浩司	庶務係長 明石 主計
	主任	井口	健太郎	主事 岡崎 哲也
	主事	横田	悠介	

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和2年度11月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、9番高橋委員、10番松田委員にお願いいたします。

議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

議案書2ページ目をご覧ください。

今月の申請は4件7筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が5,590㎡です。4番の案件は北田委員に関わる案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事には参加できませんので、審議の際は退席いただきます。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げでご説明いたします。

【議案第34号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 事務局からの説明の通りです。問題無いかと思いますのでよろしくをお願いします。

議長： 2番については、上中島地区と下中島地区の両地区に関係しますのでそれぞれ説明いただきます。

8番： 譲受人は認定農業者で当該地区の農地集積に寄与されている方です。問題無いかと思います。

13番： 譲渡人は富山市在住で、これまで〇〇営農に耕作を依頼しておりました。申請地は譲受人宅の近くで話がまとまったとのこと。問題無いかと思います。

11番： 譲渡人は県外在住で、長年譲受人が農地の維持管理をしておりました。今後も継続して管理されるということです。

議長： 3条の案件につきまして、1番から3番まで事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「無し」の声あり)

議長： それでは申請通り許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 続いて4番の案件について審議します。先ほど事務局から説明がありましたとおり、北田委員は退席をお願いします。

(北田委員退席)

議長： 事務局は4番の案件について、説明願います。

事務局： **【議案第34号 議案書をもとに朗読】**

今回の申請は、農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

5番： 事務局からの説明の通りです。何ら問題無いかと思います。

議長： 4番について、事務局並びに担当各委任委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「無し」の声あり)

議長： それでは申請通り許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第34号は許可決定いたします。

(北田委員入室)

議長： 議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

意見決定についてご説明します。

6 ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は3件ございます。

転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。それでは7 ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第35号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8 番： 事務局から説明があった通りです。よろしくお願いします。

11 番： 譲受人は〇〇の駐車場に転用する際、申請地も許可が出ていると思っていましたが、この度調査したところ許可が出ていないことが分かりました。申請地はこれまで〇〇が維持管理をしております。あとは事務局からの説明の通りです。

6 番： 事務局からの説明の通りです。よろしくお願いします。

議長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に意見が無いようならば、意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第35号は意見決定いたします。

議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。魚津市長より令和2年10月29日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

10ページが一覧表になります。

今月の案件は2件あります。どちらも額の改定についての申請です。変更理由は他の農作業委託者と賃借料の水準を合わせるためです。以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

14番： 契約は中間管理機構を通してしているものですか。

事務局： 農協仲介の契約内容変更です。

議長： 他に無いようでしたら、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第36号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について（令和2年10月分）
・農振除外について（令和2年9月受付分）
・人・農地プランの実質化について
・表札について
・富山県農業委員会研修大会について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時20分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第34号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 岡崎 哲也
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は譲渡人の先代より譲受人に管理、耕作を委託されており、譲受人は申請地の周辺に自作地を所有している。譲渡人には農業後継者がおらず、管理が困難であるため譲受人へ所有権を移転する。申請地の所有権移転後は、引き続き畑として使用する。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。また地役権者の北陸電力より、本件について同意済。</p> <p>なお、10月27日(火)に米澤委員と事務局井口、岡崎が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第34号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 岡崎 哲也
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>地権者は申請地の管理が困難であるとして、かねてより譲り渡す意向を持っていたが、申請地の3筆すべてを譲り受ける人がいなかった。今回譲受人の合意により、所有権を移転する。譲受人は申請地の周辺に自作地を所有しており、所有権移転後は、引き続き水稻を耕作する。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。</p> <p>なお、10月27日(火)に米澤委員と事務局井口、岡崎が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第34号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 岡崎 哲也
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>地権者は滋賀県在住であり、譲受人は申請地の周辺で水稻を耕作している。今後も管理が困難なため、譲受人へ所有権を移転する。申請地の所有権移転後は、引き続き水稻を耕作する。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。</p> <p>なお、10月27日(火)に米澤委員と事務局井口、岡崎が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第34号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 岡崎 哲也
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地の2筆は平成11年5月31日付で、申請人の住宅敷地として申請人の母が農地転用許可を受け取得した。しかし、勤務地が県外となり、現在名古屋市に住宅を構えたこと、両親も他界していることから転用地に生活拠点を定めることが困難となったため、農地として農業者へ譲りたい。</p> <p>申請地及び周辺農地は譲受人とその家族によって水稲田として耕作管理されており、本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。</p> <p>なお、10月27日(火)に米澤委員と事務局井口、岡崎が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

別添】

農地法第5条調査書

議案第35号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね90haの一団の農地の区域内にあり第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は富山市でアパート住まいをしていますが、近く結婚を予定しております。結婚を機に実家の隣に自己所有住宅を建築する予定です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は側溝を新設し近くの用悪水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第35号 受付番号2番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	賃借人が経営する店舗の従業員用駐車場敷地として利用します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の造成が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の境界には既設のフェンスがあり、隣接地に被害の及ばぬよう配慮されています。生活雑排水は発生せず、雨水は既設の側溝から隣接水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第35号 受付番号3番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（9ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	賃借人の従業員の休憩施設及び駐車場敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、休憩施設及び駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、休憩施設の建設が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は一部自然浸透し、一部は近くの用悪水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

